

令和 7 年第 3 回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

- 1 開催日時 令和7年3月10日（月）午後3時00分から午後3時23分
- 2 開催場所 栄町役場庁舎3階庁議室
- 3 出席委員（8名）

会	長	8 番	宮本 敏郎
委	員	1 番	増田 栄
		2 番	鈴木 憲司
		3 番	長崎 光男
		4 番	野村 斗士夫
		5 番	長谷川 貴子
		6 番	岩井 秀喜
		7 番	朝倉 友子
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議事
 - 議案第1号 令和6年度第7次農用地利用集積計画の承認について
 - 議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
 - 議案第3号 栄町農業委員会会議規則の一部を改正する規則
 - 議案第4号 栄町農業委員会事務局規程の一部を改正する規程
 - 議案第5号 栄町農地台帳点検等実施規程の一部を改正する告示
 - 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について
 - 報告第2号 農地法第4条届出に伴う工事完了報告と転用事実確認証明願について
 - その他
- 6 出席職員
 - 農業委員会事務局長 金子 治
 - 農業委員会事務局班長 青木 秀直
- 7 農地利用最適化推進委員（4名）

大見川 正明	後藤 良和	青木 秀樹	齊藤 博之
--------	-------	-------	-------

◎開会

午後 3 時 0 0 分開会

○事務局長（金子治）

それでは、皆さんお揃いでございますので始めさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和 7 年第 3 回栄町農業委員会総会を開会します。

本日の委員 8 名中 8 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、5 番長谷川貴子委員、6 番岩井秀喜委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の青木氏を指名します。

○議長（宮本敏郎）

それでは議事に入ります。

議案第 1 号 令和 6 年度第 7 次農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号 1 について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（金子治）

はい。それでは、1 ページ、議案第 1 号 整理番号 1 について、ご説明いたします。

場所につきましては、2 ページをご覧ください。

整理番号 1 農地の所在が興津字延間、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は 991 m² 他 4 筆で、合計 5,075 m²です。

内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人及び経営面積は、記載のとおりです。

また、10 a 当たりの賃借料は 1.5 俵で、期間は令和 7 年 3 月 21 日から令和 17 年 3 月 20 日までの 10 年間となっております。

本件は、農地中間管理事業を活用した賃貸借権の設定になります。

農地の中間管理権を取得する「千葉県園芸協会」が、貸手と借手の間に入り、農用地の転貸を行うものです。

借受人につきましては、認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

はい。ありがとうございます。

挙手全員、よって議案第1号 整理番号1については、原案のとおり決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1及び整理番号2については、農地中間管理事業に関する案件ですので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（金子治）

はい。それでは、3ページ及び4ページ、議案第2号 整理番号1及び整理番号2について、一括してご説明いたします。

場所につきましては、整理番号1が5ページ、整理番号2については6ページから9ページをご覧ください。

整理番号1及び整理番号2についても、農地中間管理事業を活用した賃借権の設定になります。

また、賃借期間の始期が、いずれも令和7年4月1日からということで令和7年度からの設定になります。令和6年度までの設定につきましては、先ほどの議案第1号の「農用地利用集積計画」を用いた手続方法でしたが、令和7年度からは、全て「農用地利用集積等促進計画」を用いた手続方法となります。

まず、整理番号1、農地の所在が須賀字町田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は931㎡です。

次に、整理番号2、農地の所在が北辺田字上ノ池、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は849㎡ 他10筆で、合計8,822㎡です。

これらの内容はいずれも賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人及び経営面積は、

記載のとおりです。

また、10 a 当たりの賃借料は1 俵相当額又は1.5 俵相当額で、期間は、整理番号1 については、令和7 年4 月1 日からとなり、既に農地中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間となります。

整理番号2 については、令和7 年4 月1 日から令和17 年3 月31 日までの10 年間となっております。

借受人につきましては、地域の担い手農家と認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、いずれも全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2 号 整理番号1 及び整理番号2 について、一括して採決したいと思いますすが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

異議なし、とのことですので、議案第2 号 整理番号1 及び整理番号2 について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

はい。ありがとうございます。

挙手全員、よって議案第2 号 整理番号1 及び整理番号2 については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第3 号 栄町農業委員会会議規則の一部を改正する規則、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（金子治）

はい。それでは、10 ページ、議案第3 号について、ご説明いたします。

これは、「栄町農業委員会会議規則」の一部を改正しようとするものでございまして、平成28 年4 月1 日に施行された「農業委員会等に関する法律」の改正に伴う改

正がされておりましたので、その改正を今回行い、併せて、規定の不備を是正するものでございます。

具体的な改正内容につきましては、11ページ及び12ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、第4条第1項の改正ですが、平成28年の法律改正により、農業委員の選出方法が公選制から市町村長による任命制に変更されているため、「選挙後最初の」とあるのを、「委員の任期満了による任命の後最初に行われる」に改正いたします。

次に、第14条の改正ですが、同じく平成28年の法律改正により、「農地利用最適化推進委員」が新たに設置され、現在も総会に出席していただいております、また、議事録にも出席委員の氏名を記載しているため、第3号として、「出席した農地利用最適化推進委員の氏名」を加えます。

そのほかの改正につきましては、規定の誤字や脱字、また、法令用語の誤りなどの不備を是正するものです。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本敏郎）

はい。ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

ないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

はい。ありがとうございます。

挙手全員、よって議案第3号については、原案のとおり可決されました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第4号 栄町農業委員会事務局規程の一部を改正する規程、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（金子治）

はい。それでは、13ページ、議案第4号について、ご説明いたします。

これは、「栄町農業委員会事務局規程」の一部を改正しようとするものでございまして、こちらも平成28年4月1日に施行された「農業委員会等に関する法律」の改正に伴う改正がされておりましたので、その改正を今回行いまして、併せて、規定の内容を現状に合わせるとともに、規定の不備を是正するものでございます。

具体的な改正内容につきましては、14ページから16ページにかけての新旧対照

表をご覧ください。

まず、第4条の改正ですが、平成28年の法律改正により、農業委員の選出方法が公選制から市町村長による任命制に変更されているため、第8号で、「農業委員会委員選挙人名簿登載申請の資格審査」とあるのを、「農地等の利用の最適化の推進及び農地利用最適化推進委員」に改正いたします。

また、第9号及び第10号、第14号、第16号から第19号まで並びに第21号につきましては、法律改正により、農業委員会の所掌事務を定める規定も大きく変更されているため、法律に合わせて改正いたします。

なお、第4条のそのほかの改正につきましては、用語の誤りなど、規定の不備を是正するものです。

次に、第6条の改正ですが、この第6条は事務局長の専決事項を定める条文であり、町長が定める「栄町事務決裁規程」に準拠していなければならないところ、現状そのようになっておりませんので、現行の「栄町事務決裁規程」に定める「課長等の専決事項」に合わせるよう改正するものです。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本敏郎）

はい。ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

はい。ありがとうございます。

挙手全員、よって議案第4号については、原案のとおり可決されました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第5号 栄町農地台帳点検等実施規程の一部を改正する告示、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（金子治）

はい。それでは、17ページ及び18ページ、議案第5号について、ご説明いたします。

これは、「栄町農地台帳点検等実施規程」の一部を改正しようとするものでございまして、こちらも平成28年4月1日に施行された「農業委員会等に関する法律」の改正に伴う改正がされておりませんでしたので、その改正を今回行い、併せて、規定

の不備を是正するものです。

具体的な改正内容につきましては、19ページから22ページにかけての新旧対照表をご覧ください。

まず、第3条の改正ですが、平成28年の法律改正により、農業委員の選出方法が公選制から市町村長による任命制に変更されているため、「農業委員会選挙人名簿」などの用語のある第1項及び第2項を削除するとともに、第3項で、「農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書の審査及び選挙資格の調査」とあるのを、「農地法施行規則第102条の規定による毎年1回以上の固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合」に改正いたします。

次に、第3条以外の改正につきましては、規定の誤字や脱字、用語の過不足、また、法令用語の誤りなどの不備が大変多く見受けられますので、第3条の改正を契機として、これらの不備を全て是正するものです。

なお、この規程だけで、農地台帳の点検等の実施に関する事項が全て定められるわけではありませんので、第15条として「補則」の規定を加えております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本敏郎）

はい。ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

はい。ありがとうございます。

挙手全員、よって議案第5号については、原案のとおり可決されました。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（金子治）

はい。それでは、23ページ及び24ページ 報告第1号 整理番号1及び整理番号2について、ご説明いたします。

場所につきましては、整理番号1が25ページ、整理番号2については26ページをご覧ください。

まず、整理番号1、貸付人・借受人は記載のとおりです。

申請地は、安食字田中、地目は登記簿・現況共に畑、面積は 565 m² 他 1 筆で、合計 713 m²です。

転用目的は駐車場で、受理年月日は令和 7 年 2 月 13 日です。

次に、整理番号 2、譲渡人・譲受人は記載のとおりです。

申請地は、安食字柚ノ木、地目は登記簿・現況共に畑、面積は 271 m² 他 1 筆で、合計 307 m²です。

転用目的は専用住宅 2 棟で、受理年月日は令和 7 年 2 月 20 日です。

これらは、市街化区域内の農地について、転用を伴う賃貸借権の設定又は所有権移転を目的として農地転用届出があったため、届出書の受理決定の専決処分をしたものです。

農地転用の届出書の提出があった場合、遅滞なく受理又は不受理の決定に係る専決処分をすることとされておりますので、届出書の記載事項及び添付書類の確認、また、現地を確認のうえ、適正と判断できたため、受理を決定したものです。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本敏郎）

はい。ありがとうございます。

この案件は、報告だけで採決しませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、報告第 1 号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第 2 号 農地法第 4 条届出に伴う工事完了報告と転用事実確認証明願について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（金子治）

はい。それでは、27 ページ、報告第 2 号 整理番号 1 について、ご説明いたします。

場所につきましては、28 ページをご覧ください。

整理番号 1 申請人は記載のとおりです。

申請地は、安食字上前、地目は登記簿・現況共に畑、面積は 638 m²です。

転用目的は、駐車場になります。

本件は、申請人より工事完了報告書及び転用事実確認証明願の提出があり、「栄町農業委員会事務局規程」第 6 条第 14 号の規定により、令和 7 年 3 月 3 日に現地を確認し、あわせて転用事実確認証明書を交付したものです。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本敏郎）

はい。ありがとうございます。

この案件も、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。ありませんか。

(挙手なし)

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いします。ありますか。

(挙手なし)

○議長（宮本敏郎）

なければ、以上をもちまして令和7年第3回総会を閉会します。

○事務局長（金子治）

起立、礼、ご苦労様でした。

午後3時23分閉会